



☆☆母語支援ボランティアの方へ☆☆

面談時資料 1



母語支援ボランティアを引き受けてくださり、ありがとうございます。次をよくお読みになり、支援活動をお願いします。

1 お願ひすること

初期適応・学習支援：来日してまもない子どもの初期適応支援やできる範囲内の学習支援をお願いします。

中期放課後等学習支援：放課後や夏休み・冬休み期間中、学校の先生から依頼された子どもに日本語や教科補習等の学習支援をお願いします。

保護者等通訳支援：日本語支援が必要な保護者への通訳支援をお願いします。

2 注意していただきたいこと

- (1) 必ず学校の先生と一緒にいる(子どもと二人きりにならない)ところで支援をしてください。
- (2) 活動をお願いされていた日に休むときは、できるだけ早く学校に連絡してください。

3 守っていただきたいこと(してはいけないこと)

- (1) 教育委員会事務局や学校の先生の指示と違うことや、信用を失うことをしてはいけません。
- (2) 学校の中で、政治や宗教に関する活動や子どもや保護者からお金をもらうようなことをしてはいけません。
- (3) 活動中に知ったこと(※)を他の人に話したり、インターネットなどに書いたりしてはいけません。※子どもや家(保護者)のこと、学校のこと、他のボランティアのことなど
- (4) 支援している子どもと、学校の先生が知らないところで連絡をとったり、会ったりしてはいけません。

4 保険について

活動中の事故があったときのために、学校で「学校教育ボランティア」として登録し、「学校教育ボランティア保険」に入ります。保険料の自己負担はありません。

5 謝金について

学校から毎月教育委員会へ「実績報告書」を提出します。「実績報告書」に記載されている回数分、1回(2時間まで)あたり2,000円から、税金(10.21%)を引いた後の金額を、月ごとに教育委員会からお支払いします。毎月の最終活動日に、忘れずに学校で「実績報告書」を確認してください。謝金は、活動した月から3か月以内に指定した口座に振り込みます。各年度に1回口座番号が分かるもののコピー学校にご提出ください。複数の学校で活動している場合でも、各学校で提出する必要があります。また、横浜市立の小中学校でマイナンバーを提出したことがない場合は、マイナンバーのご提出もお願いします。(マイナンバーの提出は1回だけで大丈夫です)

